

監査委員公表第563号

平成26年3月31日付け監査第890号で提出した臨時監査結果の報告に対し、大分県知事及び大分県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成26年7月8日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 柳 井 貞 美
 大分県監査委員 吉 富 幸 吉
 大分県監査委員 河 野 成 司

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(教育庁及び教育機関)		
社会教育総合センター（九重青少年の家）	平成25年6月24日	<p>指摘事項</p> <p>現金収納事務において、現金出納表に受入及び払出等の状況が、長期間にわたり記載されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>現金の受入及び払出については、日々の状況を電子データで記録し管理していたが、現金出納表には転記していなかった。</p> <p>今後は、現金の受入及び払出について、日々の状況を現金出納表に記載し、適正に事務処理をする。</p>

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(教育庁及び教育機関)		
社会教育総合センター（九重青少年の家）	平成25年6月24日	<p>注意事項</p> <p>郵券証紙類受払簿について、4箇月以上にわたり所属長、物品出納員及び使用職員の押印がされていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>郵券証紙類の受払については、担当者が日々の状況を記録し、数量の確認を随時行っていたが、所属長及び物品出納員による確認（決裁）を怠っていたため、押印をしていなかった。</p> <p>今後は、会計規則にのっとり、所属長及び物品出納員の決裁を行う。</p>
臼杵高等学校	平成25年9月20日	<p>注意事項</p> <p>保護者等から集金して購入すべき物品について、公費で支出を行っている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p>

校名入り自転車用ステッカーについて、本来受益者負担とすべきところを、誤って公費で支出した。学校私費会計取扱要領を十分熟読していなかったために誤った処理をしてしまった。

「学校私費会計取扱要領」に従い、自転車ステッカー代は、学校取扱金として保護者負担に改めた。